

パートナーシップづくり助成事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、人口減少や高齢化により、担い手不足や集落機能の維持が困難となっている。農山漁村地域における地域団体等と県内大学等が共同して行う地域の課題解決や活性化に向けた取組みを支援するパートナーシップづくり助成事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象地域)

第2条 本事業の対象となる地域は、次に掲げる土地の区域の全部又は一部を含む市町村内の区域とする。

- (1) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。））、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）
- (2) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村
- (3) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域
- (4) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
- (5) 特定農山村地域における農林業等の活性化のために基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定山村地域
- (6) その他、知事が認める地域

(事業の対象及び要件)

第3条 本事業の対象とする事業実施主体、活動主体及び承認要件は、別表のとおりとする。

(エントリー)

第4条 本事業により農山漁村地域における地域づくり活動を希望する県内大学等は、エントリー申請書（様式第1号）により、エントリーシート（別紙）を添えて知事が別に定める期日までに申請するものとする。（既に支援先の地域が決定している場合を除く。）

(マッチング)

第5条 知事は、前条の規定によるエントリーシートの内容をもとに、県内大学等と地域団体等とのマッチングを行い、その結果を県内大学等へ通知する。

(申請)

第6条 本事業による支援を希望する県内大学等（以下「申請者」という。）は、承認申請書（様式第2号）に、事業計画書（様式第3号）を添えて知事が別に定める期日までに申

請するものとする。

(承認)

第7条 知事は、前条の申請があった場合は、事業計画書の内容を審査し、その審査結果に基づき承認の可否を申請者に通知するものとする。

2 前項の審査の詳細に関しては別に定める。

(支援施策等)

第8条 前条第1項の承認を受けた申請者（以下「事業実施主体」という。）は、パートナーシップづくり助成事業費補助金を申請することができる。

(事業の着手)

第9条 事業の着手は、原則として、前条の補助金の交付決定後に行うものとする。

(事業の推進指導)

第10条 事業実施主体は、第7条の承認を受けた事業計画に基づき、宮城県と連携を密にしながら円滑な事業の実施に努めるものとする。

2 知事は、事業を円滑に実施するため、事業実施主体との緊密な連携の下に、事業実施主体に対し事業の実施に関する必要な指導を行うことができる。

(事業計画の変更等)

第11条 事業実施主体は、第7条の承認を受けた事業計画の内容を変更する場合は、変更承認申請書（様式第4号）を知事に申請し、承認を受けなければならない。ただし、変更が軽微なものであって、事業計画全体に著しい変更を及ぼさない場合は、この限りでない。

2 事業実施主体は、事業計画を中止し、又は廃止する場合は、中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

3 知事は、第7条の承認を受けた事業計画に虚偽の記載があった場合又は承認を受けた事業計画に従って事業が行われていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は、令和5年6月20日から施行し、令和5年度予算に係る事業に適用する。

2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該事業に係る予算が成立した場合に、当該事業にも適用するものとする。

別表（第3条関係）

| | |
|---------------|---|
| <p>事業実施主体</p> | <p>県内大学等</p> <p>※県内大学等に所属する研究室が事業実施主体になることも可能。 ※なお、県内大学等に所属する学生が概ね5名以上、教員が指導員として最低1名は活動に参加すること。</p> |
| <p>活動主体</p> | <p>事業実施主体及び地域団体等で構成する「共同体」</p> <p>なお、以下のいずれかにより、双方の合意形成を図ること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 覚書を結ぶこと 2) 連携に関する協定書を結ぶこと。 3) 任意の協議会を設立すること 4) 対象地域の市町村と大学間で連携協定を締結しており、「地域づくり」に関する記載があること。 <p>なお、地域団体とは、宮城県内の農山漁村地域に居住する複数の市民で構成される団体。</p> |
| <p>承認要件</p> | <p>次の要件を満たす事業計画であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該地域の課題解決や活性化に寄与するもの。 2 当該年度に、同一の事業計画について、国または宮城県の関連事業に関する補助事業の交付決定を受けていない、または受ける予定のないこと。 |